

## 関連会社投資等に係る公正価値オプションの会計処理の修正を国際会計基準審議会（IASB）が提案

IASBは2026年2月19日に、「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正（IAS第28号の修正案）」を公表しました。

IFRS®会計基準

関連会社・JV

公正価値



### News

- IASBは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における公正価値オプションを用いて、関連会社及び共同支配企業に対する投資を公正価値で測定することができる企業の範囲を明確化するための、的を絞った修正を提案しています。
- 具体的には、IAS第28号を修正し、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の文言と同様の表現を用いて、特定の種類の資産への投資を主要な事業活動とする企業は、公正価値オプションを選択できるとすることを提案しています。
- 本公開草案について、IASBは2026年4月20日までコメントを募集しています。



### Background

- IAS第28号の公正価値オプションを適用できる企業の範囲の解釈について実務上の多様性が存在し、特に保険業界では、投資連動保険ファンドが保有する関連会社及び共同支配企業に対する投資に限定されるか否かで異なる解釈が存在していました。
- また、IFRS第18号の下で純損益計算書における収益及び費用を営業と投資のいずれに分類するかという点へも影響すると考えられるため、公正価値オプションを用いて関連会社及び共同支配企業への投資を測定することができる企業の範囲を明確化することを求める意見がありました。



### Insight

- 今回の改訂案でも現行のIAS第28号と同様に、公正価値オプションの選択はベンチャー・キャピタル企業などの特定の企業に対してのみ認めることとされています。
- しかしながら、審議の中では一部のIASB理事から、この選択を特定の企業に限定すべきではなく、すべての企業に選択可能とすべきという意見が出ました。
- こうしたより幅広い変更には検討の時間がかかることを踏まえ、上記の意見は採用されませんでした。コメント募集にあたり、公開草案の中で少数意見として紹介されています。

## 1. 本公開草案の公表

IASBは2026年2月19日に、公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正（IAS第28号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）を公表しました。本公開草案に対するコメント期限は、2026年4月20日です。

IASBは、本公開草案に対して寄せられるコメントへの対応を再審議したうえで、IAS第28号の改訂を2026年半ばまでに最終化する予定です。

## 2. 本公開草案の公表の背景

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」は、関連会社及び共同支配企業に対する投資に対して、連結財務諸表上での会計処理を次のように規定しています。

- 原則として、持分法で会計処理する
- これらの投資をベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び「類似の企業」が保有する場合は、（持分法を適用せずに）純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）選択（以下「IAS第28号の公正価値オプション」という。）を認める

IAS第28号では、この「類似企業」には「投資連動保険ファンド」が含まれるという例示が挙げられていることから、公正価値オプションを用いることができる企業の範囲の解釈について多様性が生じていました。特に、保険業界においては、関連会社または共同支配企業に対する投資が投資連動保険ファンドによって保有されている場合に限定されると狭く解釈する考え方と、保険契約に直接または間接的に関連していれば適用できると広く解釈する考え方が存在するといった、多様性が生じていました。

また、2024年4月に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用）との関係も問題になっています。IFRS第18号は（連結）純損益計算書において、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る収益及び費用を営業区分と投資区分のいずれに分類するかについて、次のように規定しています。

- これらの投資が持分法を適用して会計処理される場合には、投資区分に分類する
- IAS第28号の公正価値オプションを適用して会計処理される場合、関連会社及び共同支配企業に対する投資のうち企業が「主要な事業活動」として投資しているものについては営業区分に分類し、それ以外は投資区分に分類する

IFRS第18号は、主要な事業活動として資産への投資を行っている可能性のある（IAS第28号の公正価値オプションの選択適用が想定される）企業として、投資企業（IFRS第10号「連結財務諸表」で定義）や投資不動産会社とともに保険会社を例として挙げています。利害関係者からは、IFRS第18号は保険会社を広くとらえる一方でIAS第28号はそのようには見えず、IFRS第18号とIAS第28号の規定の関係が不明確であるという意見も出ていました。

こうした懸念などを踏まえ、IASBはIFRS第18号の発効日（2027年1月1日以後に開始する事業年度）までに手当てがなされるよう、適時に完了できる狭い範囲のプロジェクトとして、次節に示したIAS第28号の規定の修正を提案しています。

### 3. 公開草案での提案の内容

本公開草案は、IAS第28号第18項の「類似の企業」（IAS第28号の公正価値オプションが選択可能）の規定について、次の修正提案をしています。

- 多様性を生む原因の1つとなった、「投資連動保険ファンド」の例示を削除する
- 類似の企業には、「特定の種類の資産への投資を主要な事業活動として有している企業」（IFRS第18号第49項(a)と同じ文言）が含まれることを明示する

この修正により、IAS第28号の規定とIFRS第18号の考え方が整合的になります。なお、IFRS第18号では、関連会社及び共同支配企業に対する投資が企業の主要な事業活動であるかどうかは事実の問題であって単なる主張ではないとされており、また、一般に、企業が特定の種類の小計（正味金融損益などの売上総利益に類似する小計）を営業業績の重要な指標として用いている場合には、これらの投資が主要な事業活動である可能性が高いとされています。

### 4. 発効日及び経過措置

本公開草案に基づくIAS第28号の改訂は、IFRS第18号の初度適用に合わせて適用することが提案されています。ただし、IAS第28号の改訂前にIFRS第18号を早期適用している場合、改訂IAS第28号の公表日以後に開始する報告期間の期首から適用することも提案されています。

## 5. 公開草案に付されている代替的見解

IASBの審議の過程では、本公開草案の提案内容の一部に対して、3名のIASB理事が反対をしました。その反対する内容が本公開草案の末尾に「代替的見解」として示されています（反対意見は少数意見であるため、提案内容自体には反映されていません）。

反対意見の内容は、IAS第28号の公正価値オプションをすべての企業に認めるべきというもので、主な理由として以下のようなものが挙げられています。

- 公正価値は、関連会社及び共同支配企業に対する投資を含む資本性金融商品の関連性のある測定基礎である。この適用を特定の企業に限定する概念的な理由はない
- 上場企業である関連会社及び共同支配企業は、公正価値オプションを用いる方が測定コストを軽減できる
- 米国会計基準では持分法の適用対象となるすべての資本性証券について、公正価値オプションの選択が認められている

## 6. 2024年9月に公表された公開草案との関係

本公開草案とは別に、IAS第28号を修正する提案が、2024年9月19日に公表された公開草案「持分法会計－IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X年改訂）」の中でも行われていますが（未実現利益の消去に係る要求事項の廃止の提案など）、これらの公開草案はそれぞれ別のプロジェクトとして検討が行われています。なお、2024年9月公表の公開草案については、寄せられたコメントを踏まえた審議が2025年6月から再開されており、2026年3月にプロジェクトの方向性が決められる見込みです。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。